

関連条文

関連条文(私的複製の支援サービス)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

主体を限定

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 (以下略)

関連条文(情報活用サービス)

主体を限定

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)いわゆる「検索エンジン」

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。)を**検索し、及びその結果を提供することを業として行う者**(当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、当該**検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度**において、送信可能化された著作物(当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。)について、記録媒体への**記録又は翻案**(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物(当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。)のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて**自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、**当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとした場合、著作権の侵害となるべきものであること)を**知つたときは**、その後は、当該検索結果提供用記録**行為の範囲広い**言(送信可能化を含む。)を行つてはならない。

関連条文(情報活用サービス)

(情報解析のための複製等)

手段を限定

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

行為を限定

行為を限定

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。

目的を限定

手段を限定

関連条文(情報活用サービス)

(学校その他の教育機関における複製等)

場面を限定

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その**授業の過程における使用に供することを目的とする場合**には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

2 公表された著作物については、前項の教育機関における**授業の過程において**、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を**同時に**受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

時間を限定

関連条文（私的複製の支援サービス＋情報活用サービス）

（視覚障害者等のための複製等）

主体を限定

手段を限定

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

関連条文（私的複製の支援サービス＋情報活用サービス）

（聴覚障害者等のための複製等）

主体を限定

手段を限定

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であって、**聴覚によりその表現が認識される方式**（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

合理的な判断基準の必要性

1. ユーザー利便性を向上するか

すでに多くの実例がある場合、ユーザーのニーズ/利便性が認められるのではないか。

2. 権利者に実質的な損害がないか

ユーザー利便性があり、且つ、新産業創出拡大に資する行為については、著作権者の反対だけを理由に適法化を否定したり、金銭の支払を条件にすることがないようにして頂きたい。違法行為に基づく損害賠償請求においてすら著作権者は損害の立証責任を負担しなければならないのであるから、権利制限規定の検討においても、著作権者に実質的損害が生じるかどうかを検討されなければならないのではないか。実質的損害が確認されない場合には、当該行為の適法化が認められるべきである。

3. 新産業の創出・拡大に資するか

すでに多くの実例がある場合、新産業の創出拡大に資すると言えるのではないか。

法制・基本問題小委員会 委員構成

権利者団体(10)

浅石道夫	(一社)日本音楽著作権協会
井坂聡	協同組合日本映画監督協会
梶原均	日本放送協会
華頂尚隆	(一社)日本映画製作者連盟
久保田裕	(一社)コンピュータソフトウェア著作権協会
後藤健郎	(一社)日本映像ソフト協会専務理事 (一社)コンテンツ海外流通促進機構
笹尾光	(一社)日本民間放送連盟
椎名和夫	(公社)日本芸能実演家団体協議会
畑陽一郎	(一社)日本レコード協会理事
井村寿人	(一社)日本書籍出版協会

産業界(コンテンツ・ITとも含む)(1)

吉村隆	(一社)日本経済団体連合会
-----	---------------

IT業界(2)

今子さゆり	ヤフー(株)
野原佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所

消費者団体(1)

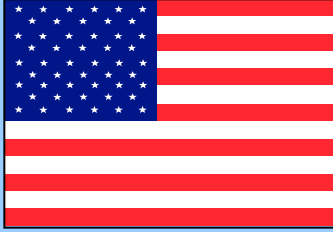
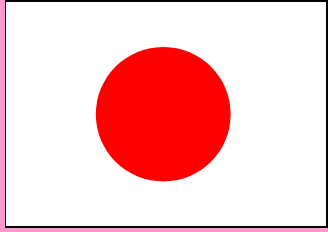
河村真紀子	主婦連合会
-------	-------

学識者(16)

井上由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
上野達弘	早稲田大学法学部教授
大須賀滋	東京地方裁判所判事(知的財産権担当)
大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
末吉亙	弁護士
龍村全	弁護士
茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、 弁護士
土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
前田哲男	弁護士
前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
松田政行	弁護士
森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山本隆司	弁護士
横山久芳	学習院大学法学部教授

(計30名、五十音順、敬称略) 16

日米比較

		
映像	Cablevision (最高裁) Aereo (高裁) ^(注)	まねきTV (最高裁) ロクラク2 (最高裁)
音楽	MP3tunes (地裁) ユーザが適法入手した音楽 に関する部分	MYUTA (地裁)
文書	HathiTrust (地裁) Turnitin (高裁)	2009年改正法

(注)これらと逆の地裁判決はあるものの、適法と判断した判決が高裁レベル以上で複数存在する点で明らかに日本と状況は異なり、米国は新規ビジネスをやりやすい環境にある。

ご検討いただきたい事項

1

- ①私的複製の支援サービス
- ②クラウド上の情報活用サービス
が可能となるよう規制の見直しを！
- ③①②を認めるべきか否かの判断の際には
合理的な判断基準を！

2

「個別規定の追加」ではなく、
「既存規定の統合・拡充」をご検討ください

最後に

著作者の正当な利益を不当に害しない

×

技術進歩でできるようになったこと

||

新産業の創出・拡大＋ユーザ利便性向上